

概要書

令和4年度		再評価			
事業名(箇所名)	鹿児島第3地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 九州地方整備局
		担当課長名	佐藤 由美		
実施箇所	鹿児島県鹿児島市山下町13-2外				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業				
事業諸元	・敷地: 8,198 m ² の一部 ・構造: 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階 ・規模: 12,412 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	令和 5 年度	事業進捗確認 令和 年度
総事業費(億円)	53				
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> 入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。 必要性の評点 127点				
社会経済情勢等の変化	鹿児島県の要請に伴い、本体工事中に埋蔵文化財発掘調査の必要性が生じたため、事業計画の見直しの必要が生じた。				
事業の合理性	<評点> 100点	【代替案との経済比較】 C-C: 10.5 C(事業案の総費用LCC(億円)): 94.1 C'(代替案の総費用LCC(億円)): 104.6			
事業の効果	【基本機能(B1)】 <評点> 121点 主な根拠 国として用地を確保、施設へのアクセス良好		【施策に基づく付加機能(B2)】 地域性、環境保全性、木材利用促進、ユニバーサルデザイン、防災性の効果が期待できる。		
事業の進捗状況	平成29年度 設計業務実施済み 平成30年度 工事発注済み 本体工事中(約70%)	事業の進捗の見込み		令和5年度完成予定	
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針 理由	事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、現計画により本事業を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。				

施設名： 鹿児島第3地方合同庁舎

事業場所： 鹿児島県鹿児島市山下町13番8号

概要図
(位置図)

